

第2章 評価基準

第2章 評価基準

評価対象となる専門職大学院は、各分野で定められた基準を使用し自己点検・評価を行い、評価者は当該基準を用いて評価を実施します。このため、専門職大学院及び評価者ともに、基準の内容について理解を深めることが重要です。

1 基準の構成

(1) 大項目

各分野の基準は、以下の4つの大項目により構成されています。

1 使命・目的	2 教育課程・学習成果、学生
3 教員・教員組織	4 専門職大学院の運営と改善・向上

(2) 「本文」「基礎要件」及び「評価の視点」

各大項目は、「本文」「基礎要件」及び「評価の視点」で構成されています。

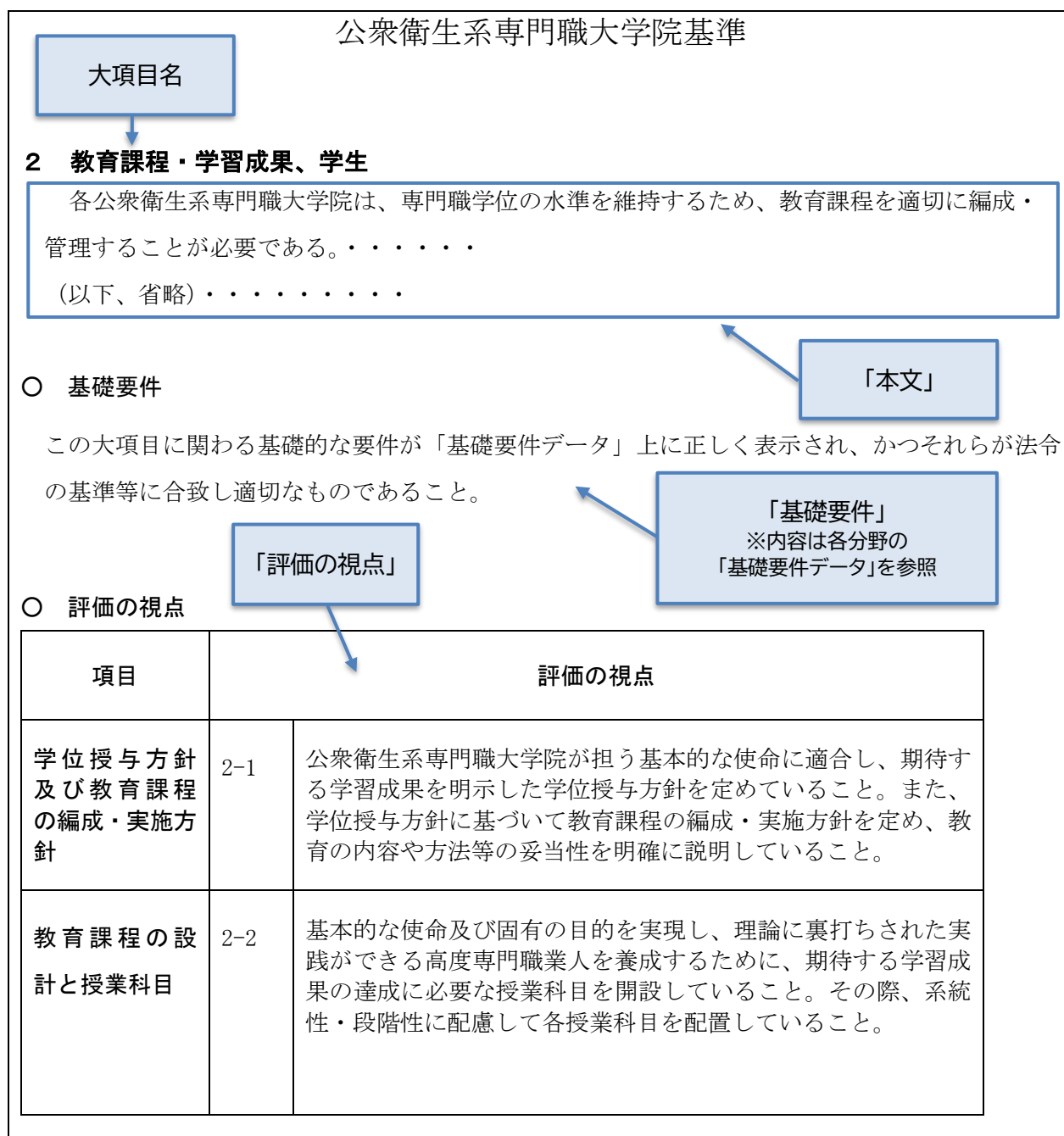
「本文」	その大項目の趣旨を定めたもので、専門職大学院に課せられた基本的な使命を果たし、さらに、個別の専門職大学院独自の目的を実現するために必要な内容を示しています。
「基礎要件」	法令事項をはじめとした基礎的な事項を指し、評価の前提となる必須事項として確認が求められるものを示しています。具体的な基礎要件の対象範囲は、各分野の基礎要件データを参照してください。
「評価の視点」	「本文」の趣旨を踏まえ、①各専門職大学院が点検・評価活動を行う際、②本協会が認証評価を行う際、それぞれが依拠すべきポイントを個別的に示したものです。

専門職大学院が自己点検・評価を行う際にも、評価者が評価を行う際にも、個々の「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解したうえでこれを行うことが求められます。

<例示>

公衆衛生系専門職大学院基準(大項目2)を例として基準の構成を示しています。

基準は分野によって異なるため、評価を申請する際には、各分野の基準を参照してください。



2 基礎要件データ

基準のうち、「基礎要件」に関する事項については、「基礎要件データ」にとりまとめており、基準及び「基礎要件データ」を合わせて評価基準と位置づけています。この「基礎要件データ」は、専門職大学院が遵守すべき法令要件のほか、教育の質の維持・向上を図るうえで指標となる定量的なデータが表形式で示されています。

<例示>

公衆衛生系専門職大学院認証評価を例として基礎要件データの構成を示しています。

基準の大項目内の対応する項目名

項目：目的の設定

表 1：固有の目的を定めた学則等〔大学設置基準第 1 条の 2〕

基礎要件	大学記載欄
固有の目的を学則等に定め、公表していること。	<学則等への規定の有無> 有/無 ※いずれかを選択して下さい。 <周知方法> ※学内外への周知方法（媒体等）を記載して下さい。
	<根拠資料> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。

黒い太枠内(マーカ一部)に
各専門職大学院が情報を記入する